

2023年度「電気機械等特定最賃」金額改定審議における労側主張（考え方）

労働側委員 西牧善信
霜垣謙一
近藤正人

1. 取りまく環境

日本経済は、2022年度の名目成長率が2.0%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が1.4%、2023年度4-6月期では、名目成長率2.9%（年率12.0%）、実質成長率1.5%（年率6.0%）（2023年8月）など回復傾向にある。政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」（2023年8月）としている。

<埼玉県の状態:埼玉県四半期経営動向調査(令和5年第2四半期(4月~6月))の指標 等より>

県の経済概況としては、埼玉県経済動向調査(2023年7月)において、基調判断は、「緩やかに持ち直している。」としている。また、四半期経営動向調査では県内中小企業の経営状況については、「県内中小企業の景況感、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。先行きについては改善の動きがみられる」としている。また、雇用者数の過不足感については、3年連続で「不足」(34.0%)が「過剰」(4.9%)を大きく上回った。

電気機械器具製造業における第2四半期鉱工業生産指数は、下記のとおり、昨年度とから大きく落としている。とりわけ、情報通信機械についての落ち込みが大きい。

原数値（季節調整済）

項目	電子部品デバイス	電気機械	情報通信機械	電機加重平均
ウェイト	280.5	472.7	454.7	-
令和5年第2四半期(4月~6月)	62.5 (63.3)	94.2 (95.6)	53.4 (56.7)	71.5 (73.5)
令和4年第2四半期(4月~6月)	73.9 (74.9)	95.3 (97.1)	89.8 (92.1)	88.3 (90.1)
前年度同期比	▲11.4 (▲11.6)	▲1.1 (▲1.5)	▲36.4 (▲35.4)	▲16.8 (▲16.6)

原数値（季節調整済）

項目	電子部品デバイス	電気機械	情報通信機械	電機加重平均
令和5年4月	63.5 (68.4)	93.8 (96.8)	56.3 (60.7)	72.6 (76.6)
5月	62.5 (63.3)	91.2 (98.7)	50.0 (61.1)	69.0 (76.3)
6月	61.5 (58.1)	97.5 (91.2)	53.8 (48.2)	72.7 (67.3)

2. 基本的な考え方

特定（産業別）最低賃金の目的は、①当該産業の労働条件の向上、②当該産業の公正競争の確保、③労使交渉の補完・代替機能、④健全な労使関係の構築を目的に、当該産業の発展に寄与することである。そのことから、セーフティーネットとしての地域別最低賃金とは異なり、特定（産業別）最低賃金は、当該産業の基幹的労働者賃金の最低額を決定することになっている。そのことを踏まえ、下記の基本的考え方を示す。

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、都道府県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18歳未満、65歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠である。
- (2) 同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行された。
特定（産業別）最低賃金は、同一労働同一賃金推進法（2015年、正式名称「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」）の付帯決議において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと。」とされていることから、その役割がますます重要になっている。
- (3) 電機産業は県内における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、埼玉県経済においても重要な役割を担っている。

<埼玉県 電機産業> ※2022年経済構造実態調査
(従業員数 38,460名、製造出荷額 1,446,681百万円、付加価値額 559,289百万円)

一方で、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっており、事業の公正競争確保をはかるためには、法定電機最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

- (4) 社会のデジタル化・脱炭素化に対する期待が高まると予想されている。また、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されている。このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正の取り組みが必要である。
なお、マクロベースで労働時間あたりの付加価値（国内総生産）をみると、全産業と比べ約60%、製造業と比べて約40%上回っている。雇用者報酬額をみると全産業と比べ約20%、製造業と比べて約10%上回っている（内閣府「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」（2022年12月23日公表））
- (5) 水準の目安としては、産業別最低賃金（18歳見合い）を高卒初任給の水準（時間額換算）に準拠することを目標とし、この水準に近づける取り組みを計画的に推進する。具体的には、2023年闘争において引き上げが図られた「産業別最低賃金（18歳見合い）」の水準である173,500円*1

を時間あたりに換算した 1,124 円を準拠基準とし、これに向けて計画的改善を図る必要がある。また、基幹的労働者の入口賃金として相応しい水準を確保する必要があり、あわせて、隣県との格差の縮小も必要である。

[算定根拠] $173,500 \text{ 円}^{*1} \div 154.34 \text{ 時間}^{*2} = 1124.141 \text{ 円}$

*1 中間組合（12組合）の産別最賃（18歳見合い）の最頻値（2023年闘争結果）

*2 中間組合の月間所定労働時間の平均値（2023年度）

3. 具体的な主張

上記2項からの基本的な考え方に基づき、埼玉県の電機産業の特定最低賃金の改正にあたって、以下の点を主張させて頂く。

- (1) 特定最低賃金は、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促す役割がある。埼玉県においても、公正競争担保の必要性や、人材獲得という観点においても、特定最低賃金の意義と必要性は高まっており、企業内最低賃金や初任給などの賃金実態も踏まえ、最低賃金の水準改善をおこない、産業の魅力と持続可能性を高めることが必要である。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協約の拡張適用」の考え方が根幹にある。今回、特定最低賃金の金額改正を求めるにあたり、私たちが提出した協定書における最低協定額は1,072円（昨年度比+42円）となった。このような中、電機産業に働く基幹的労働者の最低賃金については、我々の春闘等で改善した労働協約の絶対水準額に早期に近づけることが、未組織労働者への波及、公正競争の確保、人材確保の観点、からも必要である。
- (3) 地域別最低賃金審議において指標のひとつとなった消費者物価の上昇は、特定（産業別）最低賃金の近傍で働く人にとっても生活への影響は同様であり、特定最賃の金額審議においても考慮すべきである。加えて、産業の優位性を保つためには、地域別最低賃金での引上げ額以上の引上げが必要である。
- (4) 2023年春闘にて、賃金水準、企業内最低賃金、高卒初任給、大卒初任給が大幅に引上げられた。これは人材確保のために企業内最低賃金、初任給の引上げが必要であったという労使共通の認識と、その結果と理解しており、公正競争の確保、産業の魅力と持続可能性を高めるためにも特定（産業別）最低賃金においても、引き上げが重要である。

参考：2023年電機連合総合労働条件改善闘争結果（7月11日現在）

賃金水準平均改善額（開発・設計基幹職A方式）	6,686円	（2022年1,991円）
企業内最賃平均引上げ額	6,690円	（2022年2,167円）
高卒初任給引上げ額	5,568円	（2022年3,138円）
大卒初任給引上げ額	8,621円	（2022年5,580円）

※賃金、最賃は7月11日現在、高卒・大卒初任給は5月11日現在での集計結果。2022年は同時期集計結果

以上